

健康保険組合報第985号
令和5年4月1日
被保険者各位

京成電鉄健康保険組合

出産育児一時金支給額の変更について

標記について、令和5年2月1日の「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」の公布に伴い、令和5年4月1日から出産育児一時金支給額を下記のとおり変更いたします。

記

1. 支給額

出産日	産科医療補償制度に加入している医療機関等	産科医療補償制度に加入していない医療機関等
令和5年4月1日以降	50万円	48万8千円
令和5年3月31日以前	42万円	40万8千円

※産科医療補償制度とは、出生した子が脳性麻痺となり、一定の障害状態となった場合の補償制度で、分娩を取扱う医療機関等が加入します。加入状況は医療機関等にお問い合わせください。

2. その他

支給額以外の変更はありません。

以上